

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）45条2項の規定に基づき、令和2年10月30日付けで発行した手帳の交付決定処分のうち、障害等級を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2級への変更を求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、手帳の障害等級を2級に変更することを求めている。

日常生活がまともに送れないほか、病状がひどいため仕事もできず起き上がることもすら困難な日も多いので適切な支援を受けたため。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 7月20日	諮問
令和3年 9月21日	審議（第59回第1部会）
令和3年10月29日	審議（第60回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができる旨を規定し、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨を規定している。
- (2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条は、1項において、「政令で定める精神障害の状態」は、3項に規定する障害等級に該当する程度のものとし、3項において、障害等級は障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の「精神障害の状態」については、別紙2の表のとおりと規定している。
- (3) また、法施行令6条3項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」

という。)の2つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている(「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」(平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。))及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」(平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。))。

法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ(法51条の13第1項参照)、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言(いわゆるガイドライン)に当たるものであり、その内容も本件の適用に関して合理的で妥当なものと解せられる。

- (4) そして、法45条1項及び法施行規則23条2項1号によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書等を添えて行うこととされていることから、本件においても、上記(3)の「総合判定」は、本件申請時に提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、判定基準等に照らして客観的になされるべきものと解される。このため、上記の判定に関して、本件診断書の記載内容を基にした判断に違法又は不当な点が無ければ、本件処分を取消し又は変更をすべき理由があるとはできない。
- 2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 機能障害について

ア 本件診断書において、請求人の主たる精神障害は、「双極性感情障害 ICDコード(F31)」と記載され、従たる精神障害は「摂食障害 ICDコード(F50)」と記載されてい

る（別紙1・1）。

イ 判定基準によれば、双極性感情障害は「気分（感情）障害」に該当するものと判断される。また、従たる精神障害の「摂食障害」は、判定基準によれば、「その他の精神疾患」に該当し、症状の関連性から、上記「双極性感情障害」と同様、「気分（感情）障害」に準ずるものとして判断するのが相当である。

「気分（感情）障害」による機能障害については、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が障害等級1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が同2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が同3級とされている。

ウ なお、留意事項2・(2)によれば、「精神疾患（機能障害）の状態を判断するに当たっては、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する。」とされている。

エ これを請求人についてみると、本件診断書の「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄（別紙1・3）には、「推定発病時期 2001年頃」、「17歳時より19年間、不安障害と摂食障害で通院歴あり。出産後、症状がしばらく落ち着いていたため、通院は中断。2020年1月31日、当院初診となった。不眠、過食嘔吐、イライラし長男に手をあげそうになるなど、情緒不安定であり、現在、通院中である。」と記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」欄（別紙1・4）は、「抑

うつ状態（思考・運動抑制、憂うつ気分）」、「躁状態（行為心迫、感情高揚・易刺激性、その他（易怒性）」に該当し、その具体的程度として「イライラ、易怒性、過食嘔吐、不眠等の症状あり。育児や就労が困難な状態である。」と記載され、検査所見については「当院では未施行」と記載されている（別紙1・5）。

「生活能力の状態の具体的程度、状態像」欄（別紙1・7）は、「服薬していても気分は不安定であり、過食嘔吐などもみられている。育児は保育園に預けたり、実母に手伝ってもらいつつなんとかこなしている。」と記載されており、その記載内容は「現在の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄の記載と大きな矛盾はみられない。なお、「就労状況について」には記載がない。

これらの記載内容のみからすれば、現在、請求人は、精神疾患である「双極性感情障害」を有し、抑うつ状態及び躁状態に相当する気分（感情）障害が認められ、思考・運動抑制、憂うつ気分、行為心迫、感情高揚・易刺激性及び易怒性がみられ、摂食障害による過食嘔吐がみられると記載されているが、幻覚や妄想はみられない。また、思考・運動抑制、憂うつ気分等の程度についての具体的な記載はない。

そうすると、請求人は、ある程度の抑うつ状態が持続しているため社会生活には一定程度の制限を受けるものの、発病から現在までの病歴等を考慮しても、病状の著しい悪化又は顕著な抑制や激越等の重篤な病状についての記述は見受けられないことからすれば、日常生活において必要とされる基本的な活動まで行えないほど、これらの症状が著しいとまでは認められない。

オ したがって、請求人の機能障害の程度については、判定基

準等に照らすと、障害等級２級の「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」に至っているとまで認めることは困難であり、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」に該当するものとして、同３級と判断するのが相当である。

(2) 活動制限について

ア 次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄（別紙１・６・(3)）では「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」とされ、留意事項３・(6)の表からすると、この記載のみに限ってみれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね障害等級２級程度の区分に該当し得るともいえる。

また、「日常生活能力の判定」欄（別紙１・６・(2)）では、８項目中、判定基準において障害等級２級程度に相当する「援助があればできる」が３項目（適切な食事摂取、他人との意思伝達及び対人関係並びに趣味・娯楽への関心及び文化的社会的活動への参加）、同３級に相当する「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」が５項目（身の清潔保持及び規則正しい生活、金銭管理と買物、通院と服薬、身の安全保持及び危機対応並びに社会的手続及び公共施設の利用）と記載されている。

そして、「生活能力の状態の具体的程度、状態像」欄（別紙１・７）には、「服薬していても気分は不安定であり、過食嘔吐などもみられている。育児は保育園に預けたり、実母に手伝ってもらいつつなんとかこなしている。」と記載され、

同欄の「※就労状況について」には記載がない。

一方、「現在の生活環境」欄（別紙1・6・(1)）は、「在宅（家族等と同居）」とされ、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄（別紙1・8）は、「生活保護」と記載され、「備考」欄（別紙1・9）には記載がない。

イ 本件診断書の上記記載からすると、「日常生活能力の判定」及び「日常生活能力の程度」欄の記載によれば、請求人の障害程度は3級より重いようにもみえるが、本件診断書の各欄からは、日常生活等の場面において、どのような援助（援助の種類）をどの程度（援助の量）提供されているかについて具体的な記述は読み取れない。そして、現在、在宅生活を送っており、障害福祉等サービスは利用していない。

また、留意事項3・(6)によれば、「日常生活能力の程度」欄において、「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」とは、「食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があって『必要な援助を受けなければできない』程度のもを言う。」とされているところ、本件診断書においては、援助の担い手ないし内容、育児に関する援助以外の具体的程度について記載がない中、請求人の障害程度がここまで高度とは認めることは困難であり、自発的に又はおおむね適切に行うことができるが、援助があればより適切に行いうる程度のもを判断するのが相当である。

すなわち、請求人は、精神疾患に罹患しているものの、通院医療を受けながら、障害福祉等サービスを利用することなく、家族とともに在宅での生活を維持している状況と考えられ、社会生活においては一定の制限があり、援助を必要としているが、日常生活において必要とされる基本的な活動まで

行えないほどの状態とは認められない。

そうすると、請求人の活動制限の程度は、判定基準等に照らすと、障害等級 2 級相当である「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とまでは認めがたく、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として、同 3 級程度に該当すると判断するのが相当である。

(3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度は、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(2 級)に至っているとは認められず、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」(3 級)に該当すると判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記第 3 のとおり、本件処分の違法又は不当を主張しているが、前述(1・(4))のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級 3 級と認定するのが相当である(2・(3))ことから、請求人の主張に理由がないものというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び別紙2 (略)